

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（定義） 第八条 「略」 「2～17 略」</p> <p>18 この規則において「キャッシュ・フロー」とは、資金の増加又は減少をいう。</p> <p>19 前項及び第五章において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金及び電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第一号から第三号までに掲げるものをいい、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十条第一項第五号に規定する外国電子決済手段に該当するものにあつては同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者が取り扱うものに限る。）を含む。同章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。同章において同じ。）の額の合計額をいう。</p> <p>〔20～69 略〕</p>	<p>（定義） 第八条 「同上」 「2～17 同上」</p> <p>18 この規則において「キャッシュ・フロー」とは、次項に規定する資金の増加又は減少をいう。</p> <p>19 この規則において「資金」とは、現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。第五章において同じ。）の合計額をいう。</p> <p>〔20～69 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。